

# 個人大増税時代における 財産承継について

～相続税改正のポイントと対策の体系的な理解～

2014年 11月 1日

松井信行 公認会計士・税理士事務所

# 本資料で使用する法律条文の略称について

<u>正式な条文名称</u>	<u>略称</u>
• 相続税法	相法
• 相続税法施行令	相令
• 相続税法施行規則	相規
• 相続税法基本通達	基通
• 財産評価基本通達	評通
• 相続税法関係個別通達	個通
• 租税特別措置法	措法
• 租税特別措置法施行令	措令
• 租税特別措置法施行規則	措規
• 租税特別措置法関係通達	措通
• 民法	民法

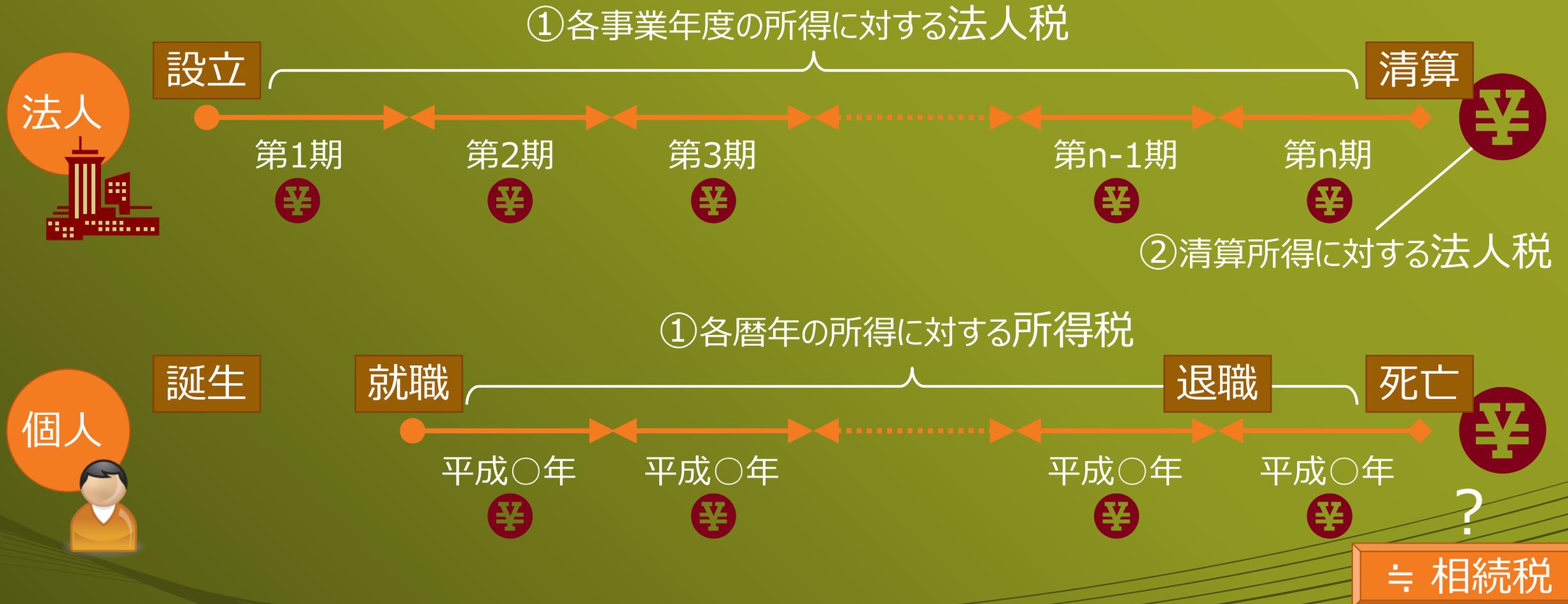
# 目次

	<u>Page</u>
1. 相続税・贈与税とは	1
2. 相続税法改正（平成25年度改正）のポイント	7
3. 来るべき大增税時代に向けて備えておくべきこと	16
4. 今後の法制度動向	31
おわりに	33

# 1. 相続税・贈与税とは

# 1.1 相続税とは

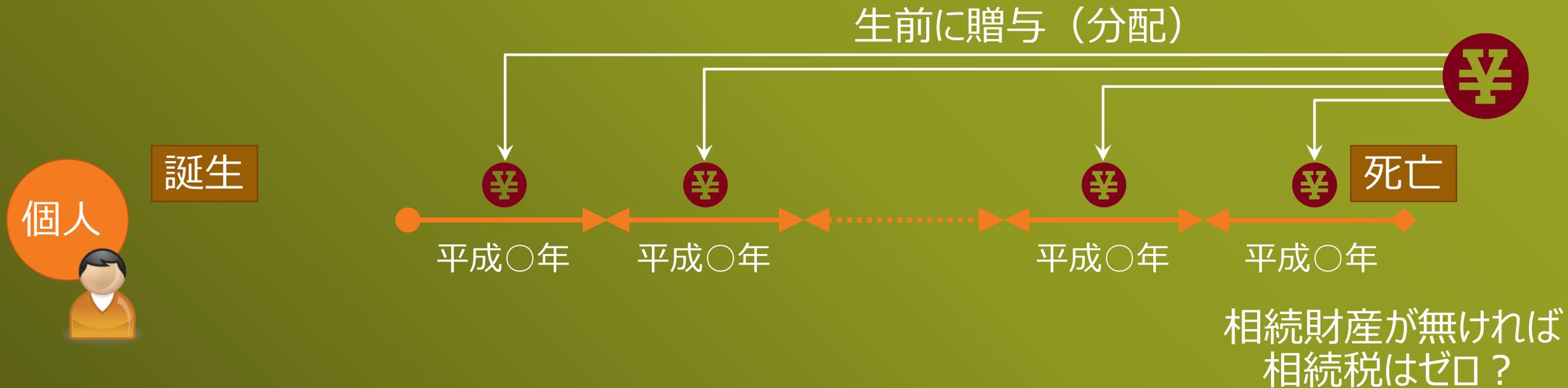
“相続又は遺贈”により財産を取得した“個人”（相続時精算課税適用者を含む）に対して、その取得した財産の全部（又は一部）を対象として課される国税 <相法1条の3・2条>



## 1.2 相続税と贈与税の関係

- 贈与税

“贈与”により財産を取得した“個人”に対して、その取得した財産の全部（又は一部）を対象として課される国税  
＜相法1条の4・2条の2＞



“贈与”という行為に何かしら規制を設けなければ、相続税が事実上無意味なものに・・・

贈与税は恣意的な相続税回避を避けるための「補完税」としての役割を果たしている。

# 1.3 誰がいつ納税しなければならないのか ～納税義務者・期限～

“相続又は遺贈”（贈与税は“贈与”）により財産を取得した個人で、相続税額（或は贈与税額）がある時は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内（贈与税は翌年3/15迄）に申告・納付しなければならない。

但し、その個人が日本国内に住所を有しているか否かによって課税財産の範囲が異なる。

<相法1条の3・1条の4・2条・2条の2・27条①・28条①>

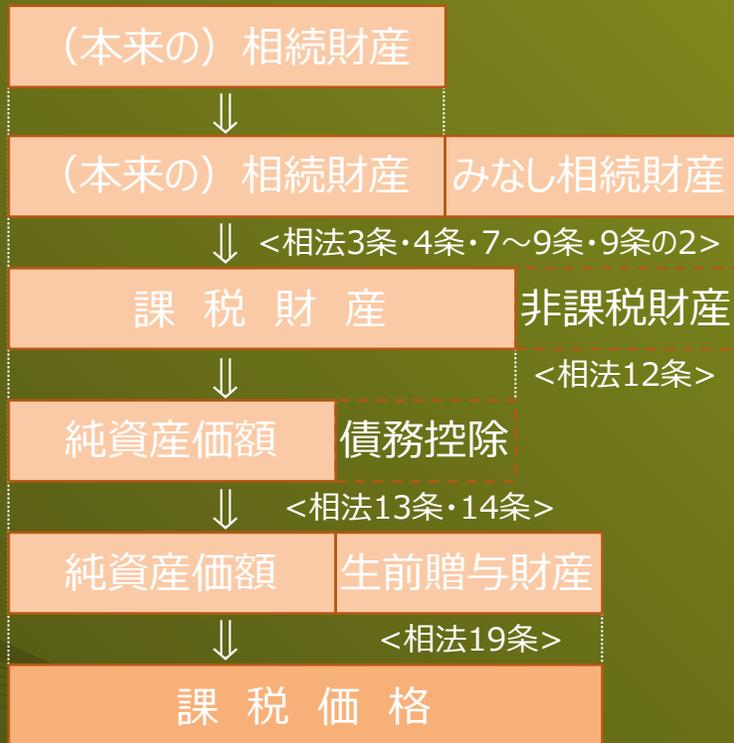
相続人・受遺者の住所 (又は受贈者)		国内		国外		
		国内		日本国籍		外国籍
				5年以内国内あり	5年以内国内なし	
被相続人の住所 (又は贈与者)		国内		取得した全ての財産 (国内財産及び国外財産) ※		
		国外	5年以内国内あり			取得した国内財産のみ
	5年以内国内なし					

※平成25年度税制改正により、平成25年4月1日以後の相続・遺贈、贈与により取得した国外財産も課税対象になりました。

# 1.4 どのくらい納税する必要があるのか ～相続税の仕組み～

相続税は、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税額を計算し、当該相続税の総額を基礎として各々財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により課する。  
<相法11条>

## I .相続人毎の課税価格の計算



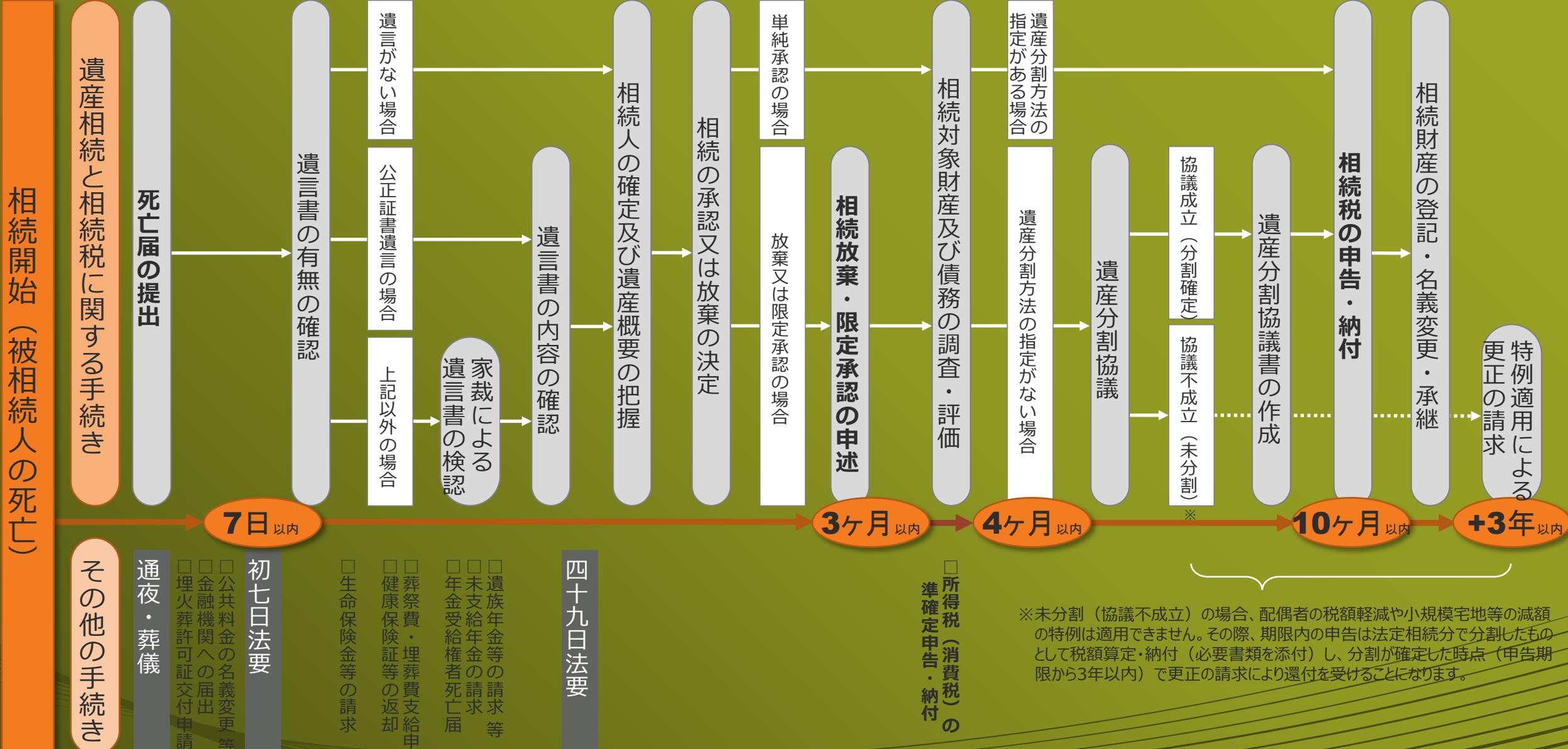
## II .相続税の総額の計算



## III .相続人毎の納付税額の計算



# 1.5 相続に伴う財産分割から申告納付までの一連の流れ



# 【参考①】 限定承認と相続放棄



- 限定承認 … 相続財産の範囲内でのみ債務を承継  
相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。 <民法922条>  
相続人が数人ある時は、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。 <民法923条>
  - 相続放棄 … 一切の財産・債務を承継しない  
相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。 <民法939条>
- 但し、放棄者には生命保険金等の非課税や債務控除等の規定が適用されないので要注意！

## 2. 相続税改正（平成25年度改正）のポイント ～平成27年1月1日以後～

※本章の内容は、国税庁HPに掲載されている「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成27年1月1日施行）」  
（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/>）を引用・加筆しています。

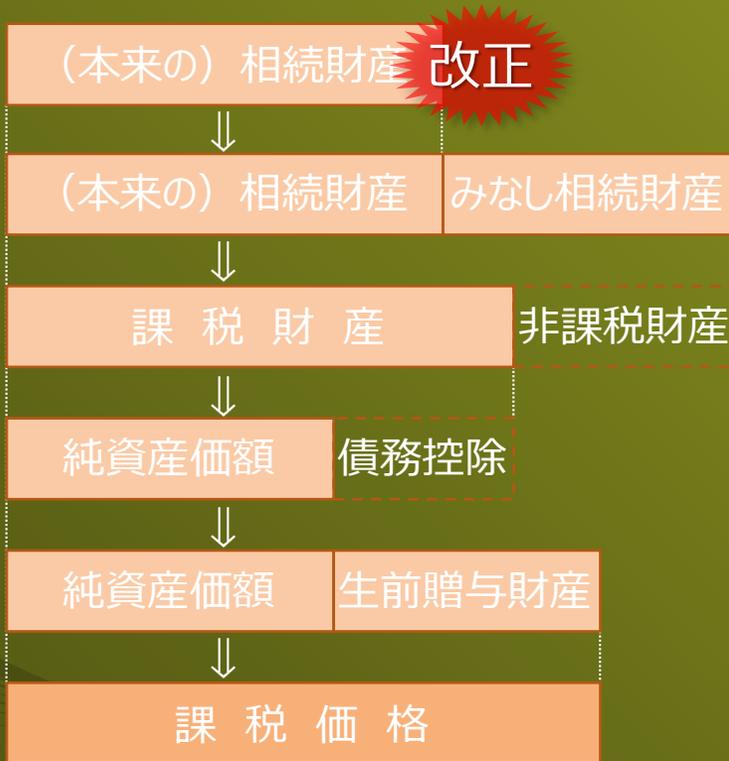
※より詳細については、財務省・平成25年度税制改正大綱をご参照下さい。  
（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_02.htm#02](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_02.htm#02)）

# 2.1 全体概要

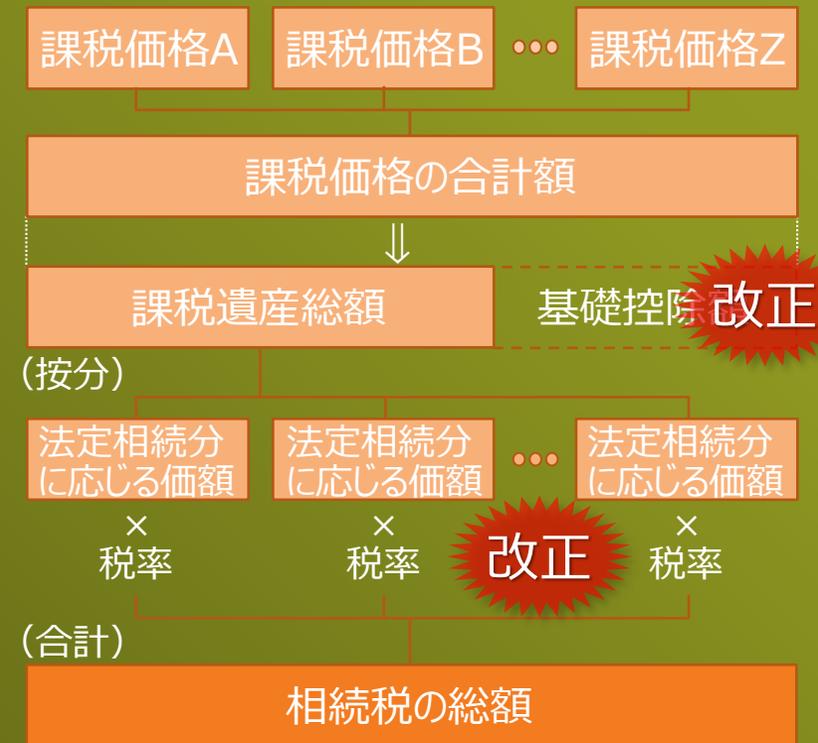
平成27年1月1日以後に相続・遺贈（又は贈与）により取得する財産に係る相続税（又は贈与税）の主な改正点は以下の4つ。

## ～相続税の仕組み（再掲）～

### I. 相続人毎の課税価格の計算



### II. 相続税の総額の計算



### III. 相続人毎の納付税額の計算



## 2.2 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

<相法15条>



	現 行	改正後
適用時期	平成26年12月31日以前	平成27年1月1日以後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円 × 法定相続人数	600万円 × 法定相続人数

【例】 課税価格の合計額（1億円）を配偶者と子供2人の計3人で相続する場合

相続税の総額： 200万円 ⇒ 630万円

(法定相続割合による  
配偶者の税額軽減適用後)

納付税額： 100万円 ⇒ 315万円 **約3倍**

- ✓ 従来なら相続税が発生しなかった相続事案でも、改正後は発生する可能性大！  
… 納税義務者は現行（約4%）の1.5倍（約6%）になるとの推計あり
- ✓ 課税価格の合計額や相続人の構成によっては、現行の5倍以上になるケースも！

## 2.3 最高税率の引き上げ

<相法16条>



	現 行		改正後	
適用時期	平成26年12月31日以前		平成27年1月1日以後	
各法定相続人の取得金額 (課税遺産総額の法定相続分に応じる価額)	税率	控除額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超～			55%	7,200万円

✓ 課税遺産総額が高額（少なくとも2億円超）となる相続事案では税負担が増大！

# 【参考②】 最高税率の引き上げ（贈与税）

<相法21条の7・措法70条の2の4>



	現 行		改正後			
適用時期	平成26年12月31日以前		平成27年1月1日以後			
課税価格	税率	控除額	①右記以外の一般贈与		②直系尊属から20歳以上の者への贈与(新設)	
			税率	控除額	税率	控除額
～200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	20%	30万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	30%	90万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	40%	190万円
1,000万円超～1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	45%	265万円
1,500万円超～3,000万円以下			50%	250万円	50%	415万円
3,000万円超～4,500万円以下			55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超～			55%	400万円	55%	640万円

✓ 高額（3千万円超）贈与は増税なるも、それ以下の一部や直系卑属への贈与は減税！

## 2.4 税額控除額の引き上げ

<相法19条の3・19条の4>



	現 行	改正後
適用時期	平成26年12月31日以前	平成27年1月1日以後
未成年者控除	20歳までの1年間につき 6万円	20歳までの1年間につき <u>10万円</u>
障害者控除	85歳までの1年間につき 6万円 (特別障害者については12万円)	85歳までの1年間につき <u>10万円</u> (特別障害者については <u>20万円</u> )

※いずれも当該年数が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは1年とする。



✓ 未成年者と障害者については、昨今の景気・物価変動等を踏まえて控除額がより手厚く！

# 2.5 小規模宅地等の特例の緩和

<措法69条の4>



	現 行			改正後		
適用時期	平成26年12月31日以前			平成27年1月1日以後		
宅地等※1の利用区分	限度面積	減額割合	併用方法	限度面積	減額割合	併用方法
①特定事業用宅地等 (貸付事業※2を除く)	400㎡	80%	①~④ 限定併用↓	400㎡	80%	①②と③で 完全併用 可能
②特定同族会社事業用宅地等 (貸付事業※2を除く)						
③特定居住用宅地等	240㎡	80%		330㎡	80%	
④貸付事業用宅地等※2	200㎡	50%		200㎡	50%	
限度面積の調整計算	$(①+②)+③\times 5/3+④\times 2\leq 400$			$(①+②)\times 200/400+③\times 200/330+④\leq 200$		

※1 宅地等とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除く。  
 ※2 貸付事業とは、「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの（準事業）。

✓ 特定居住用宅地等（③）と特定事業用等宅地等（①②）を合わせて最大730㎡  
 （現行400㎡）まで80%減額対象！但し、特例対象宅地等の選択はより慎重に！

# 【参考③】 特定居住用宅地等の適用要件の緩和

<措法69条の4・措令40条の2> ~平成26年1月1日以後から適用~



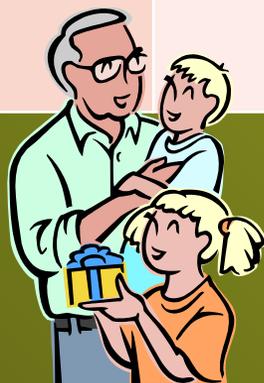
		従 前	現 行
適用時期		平成25年12月31日以前	平成26年1月1日以後
配偶者		要件なし	要件なし
適用要件	被相続人の親族		
	同居親族	①被相続人の居住の用に供されていた“家屋”に居住 ②相続開始から申告期限まで当該宅地等を所有 ③相続開始から申告期限まで当該家屋に居住	①被相続人の居住の用に供されていた“ <b>一棟の建物</b> ”に居住 a.区分所有建物である旨の登記がされている場合 被相続人の居住の用に供されていた部分 b.上記以外の場合 被相続人又は当該親族の居住の用に供されていた部分 ②③ 同左
	別居親族	①相続開始前3年以内に日本国内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋に居住したことがない ②相続開始から申告期限まで当該宅地等を所有 ③被相続人の配偶者又は上記同居親族がいない	同左 ※③の同居親族については、従前通り「被相続人の居住の用に供されていた“家屋”に居住していた親族がいないことが要件。
生計一親族	①被相続人と生計を一にしていた ②相続開始から申告期限まで当該宅地等を所有 ③相続開始前から申告期限まで当該宅地等を自己の居住の用に供している	同左	

# 【参考④】 相続時精算課税の適用要件の拡大（贈与税）



<相法21条の9・措法70条の2の5>

	現 行	改正後
適用時期	平成26年12月31日以前	平成27年1月1日以後
贈与者	贈与をした年の1月1日において 65歳以上の者	贈与をした年の1月1日において <u>60歳</u> 以上の者
受贈者	①贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 ②贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	①贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 ②贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫



✓ 贈与者の年齢が引き下げられ、受贈者に孫が加えられたことで、壮年層（現世代）から若年層（次世代・次々世代）への財産移転の選択肢が多様に！

# 【参考⑤】 事業承継税制の適用要件の緩和（相続税・贈与税）

<措法70条の7・70条の7の2・70条の7の4・措令40条の8・40条の8の2・40条の8の3>



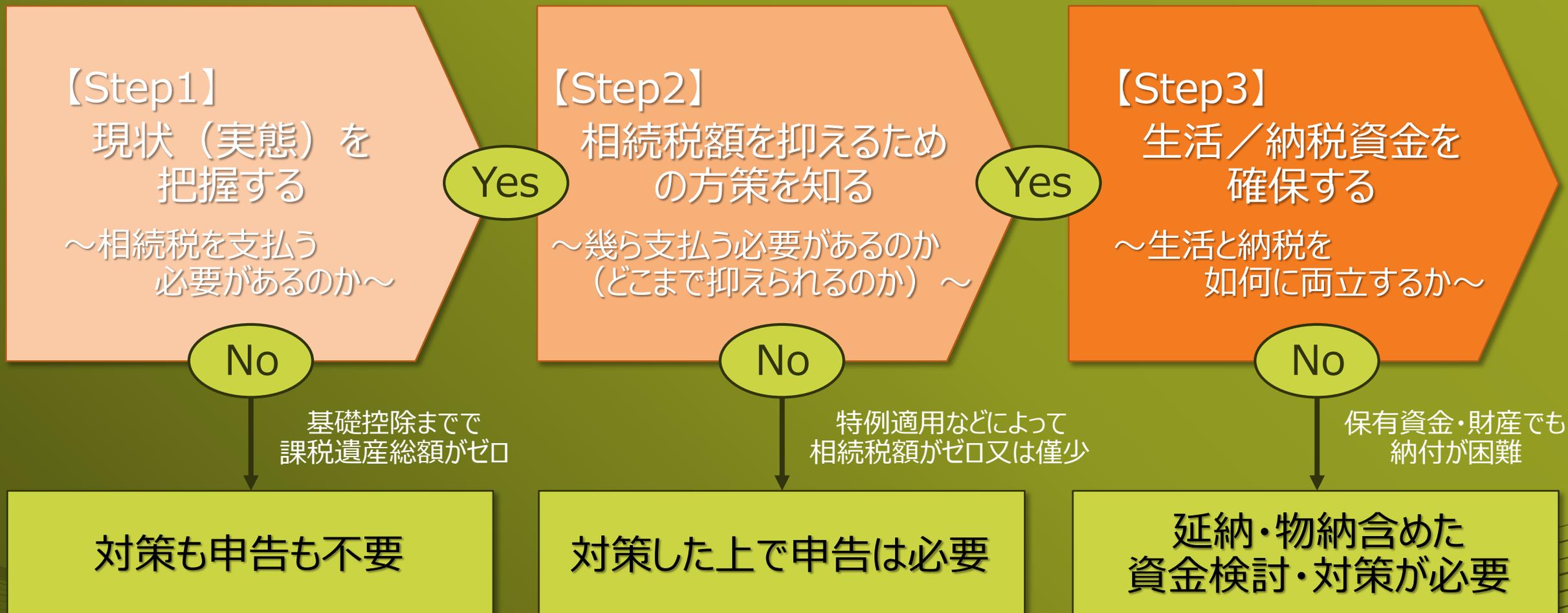
## ● 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例

		現行（平成26年12月31日以前）	改正後（平成27年1月1日以後）	相続税	贈与税
事前確認制度		円滑化法により認定前に経済産業大臣の“事前確認”が必要	経済産業大臣による“事前確認”を廃止	○	○
適用要件	会社の要件	資産管理会社の要件として、 ・商品の販売・貸付け等を3年以上行っていることとする要件に制限はなし ・常時使用従業員数が5人以上であることとする要件は、親族を含む従業員数で判定	・商品の販売・貸付け等の要件に、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外 ・常時使用従業員数の要件は、“後継者と生計を一にする親族以外”の従業員数で判定	○	○
	後継者の要件	先代経営者の“親族”に限定	先代経営者の“親族”であることとする要件を廃止	○	○
	先代経営者の要件	贈与時において“役員”でないこと	贈与時において“代表権”を有していないこと	—	○
	担保提供	株券不発行会社は原則株券を発行し、担保に供すること	株券不発行会社については株券を発行しなくても適用可能	○	○
納税猶予期限の確定事由		雇用の8割以上を経営承継期間（5年間）中“毎年”確保	雇用の8割以上を経営承継期間（5年間）“平均”で確保	○	○
		経営承継期間中、先代経営者が役員となり給与を受けた場合、納税猶予の取消事由に該当	左記の場合でも納税猶予の取消事由に該当しない	—	○
		納税猶予期間の確定事由である“総収入金額がゼロとなった場合”の判定は、営業外収益及び特別利益を含めて判定	左記の判定には営業外収益及び特別利益を除外	○	○
納税猶予税額の計算		被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合、非上場株式等の価額から控除	左記の場合、非上場株式等以外の財産の価額から控除	○	—
		資産管理会社に該当し、一定の上場株式を保有する場合、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額を算入	左記の場合、当該上場株式等相当額を算入しない	○	○
		—	経営承継期間後に民事再生計画の認可決定等があった場合、その時点における非上場株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、その税額で納税猶予を継続	○	○
納税等	延納・物納	雇用確保要件が満たされないために認定が取り消された場合、納税猶予税額は全額金銭納付	左記の場合、延納又は物納の選択可能（贈与税は延納のみ）	○	○
	利子税	経営承継期間後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合、経営承継期間を含む全期間の利子税を納付	左記の場合、経営承継期間中の利子税を免除	○	○

# 3. 来るべき大增税時代に向けて備えておくべきこと

# 3.1 備えておくべきこと ～手順～

平成27年1月1日以後の相続税増税に向けて、準備することは次の3ステップで考える。

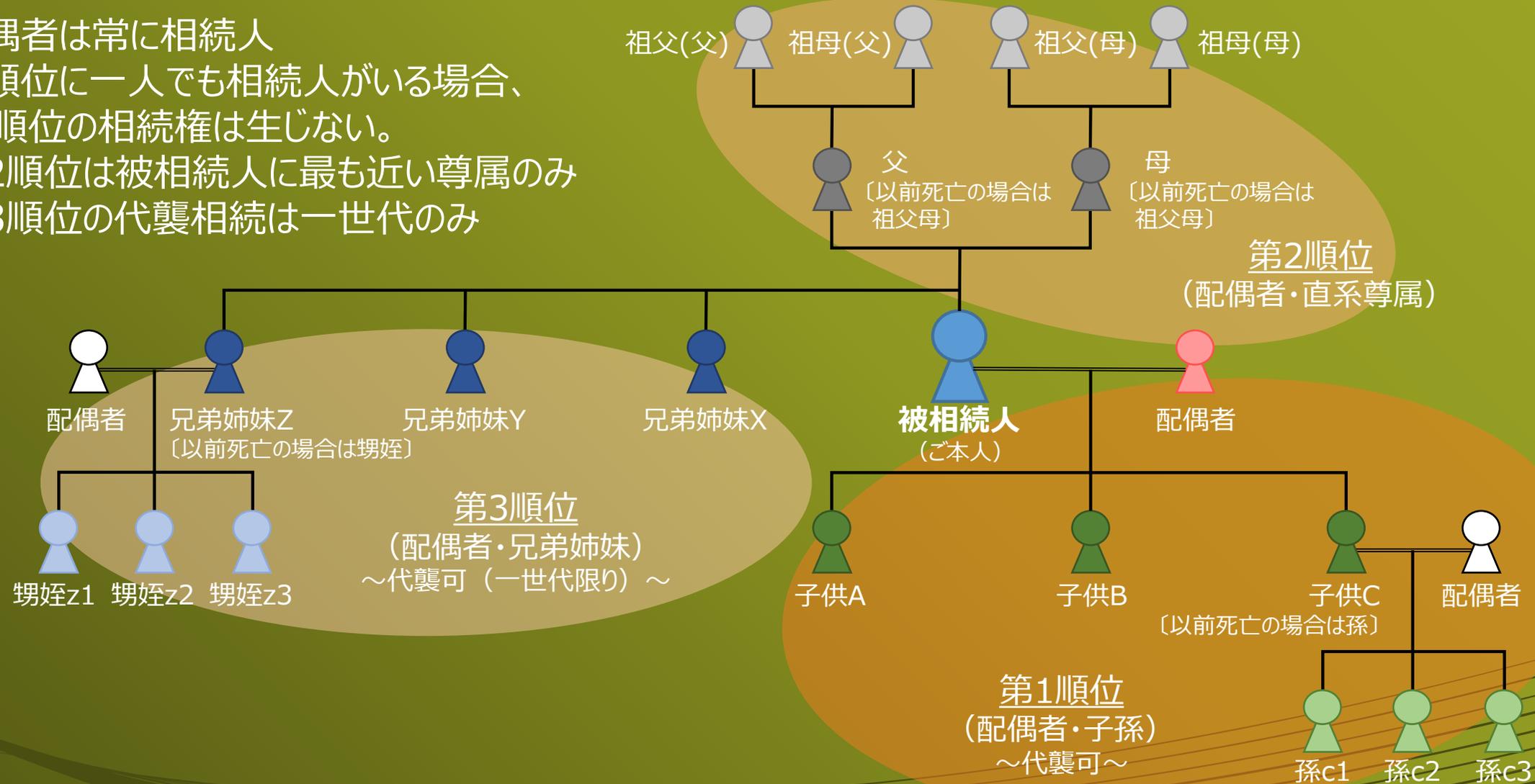


# 3.2 現状（実態）の把握



## (1) 相続人の特定 ～誰が相続税を負担する可能性があるのか～

- 配偶者は常に相続人
- 先順位に一人でも相続人がいる場合、後順位の相続権は生じない。
- 第2順位は被相続人に最も近い尊属のみ
- 第3順位の代襲相続は一世代のみ



# 3.2 現状（実態）の把握



## （2）保有財産（積極・消極）の洗い出し

財産・債務の種類		評価方法（目安）			概算評価額	Ref.	
①	土地	宅地	路線価	千円 × 面積	m <sup>2</sup>	万円	国税庁
	家屋・構築物	自宅	固定資産税評価額			万円	市区町村
	事業用財産	棚卸資産・売掛債権・減償資産	BS前期末残高			万円	決算・申告書
	有価証券 ※	上場株式	取引価格	千円 × 数量	株	万円	取引報告書 インターネット
		公社債・証券投資信託	市場（基準）価格	千円 × 数量	口		
	現金・預貯金 ※		口座残高			万円	預金通帳
	家庭用財産	自動車	売買実例価格			万円	インターネット
		ゴルフ会員権等	取引価格	千円 × 70%		万円	
		書画・骨董品・家財	売買実例価格			万円	
	その他	生命保険金	受取保険金	万円 - 500万円 × 法定相続人の数	人	万円	支払報告書
退職手当金		受取退職金	万円 - 500万円 × 法定相続人の数	人	万円		
相続時精算課税適用財産		贈与時の価額			万円	届出・申告書	
② 債務等	債務				万円	貸借契約書	
	葬式費用	想定			万円	(平均200万円)	
③ 生前贈与財産	過去3年間	贈与時の価額			万円	贈与契約書	

## 3.2 現状（実態）の把握



### (3) 相続税額の概算計算 ～相続税を支払う必要があるのか～

課税価格の合計額  
(前頁① - ② + ③)

—

基礎控除額  
(3,000万円 + 600  
万円 × 法定相続人数)

=

課税遺産総額

- 課税遺産総額  $\leq 0$  …… 相続税を支払う必要なし（申告不要）【End】  
or
- 課税遺産総額  $> 0$  …… 相続税を支払う可能性が高い 【Step2へ】

⇒ 法定相続分※に応じて按分したものに税率を乗じて相続税の総額を算出し、実際の取得割合に応じて相続人毎の税額を算出、各種税額控除を適用することで最終的に納付税額がゼロになる可能性あり（今回は説明の便宜上省略）  
その場合は、配偶者の税額軽減を除いて申告も不要

※相続権が第1順位の場合は配偶者1/2・子1/2、第2順位の場合は配偶者2/3・直系尊属1/3、第3順位の場合は配偶者3/4・兄弟姉妹1/4とする。  
また、子・直系尊属・兄弟姉妹が数人いるときは、各自の相続分は均等とする。 <民法900条>

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## （1）課税遺産総額の圧縮

A. みなし相続財産（生命保険金等）の非課税枠の活用

B. 財産（主に不動産）の評価減

C. 生前贈与の活用

D. 相続時精算課税の活用

## （2）税額控除の最大限利用

E. 配偶者の税額軽減枠の活用

## 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



### A. みなし相続財産（生命保険金等）の非課税枠の活用

<相法3条1項①号・12条1項⑤号>

課税遺産総額を圧縮することはもちろん、相続開始後の相続人の生活資金・納税資金としても極めて有用。

相続又は遺贈により取得したものとみなされる  
生命保険金等の非課税限度額

= 500万円 × 法定相続人の数

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## B.財産（主に不動産）の評価減①

### a.小規模宅地等の特例の適用

<措法69条の4・措令40条の2・措規23条の2 >

相続財産の約半分（45.8%・H24年）を占める土地の評価を50～80%減額できる本特例を活用することは課税遺産総額を圧縮する最善策であり、可能な限り活用すべき。

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## B.財産（主に不動産）の評価減②

### b.遊休土地・家屋の賃貸

宅地は自用地を貸宅地・貸家建付地にすることで財産評価が減額でき、小規模宅地等の特例（貸付事業用宅地）を適用できれば更に減額が可能。同様に、家屋も自用家屋を貸家にすることで評価減が可能。



● 自用地 <評通13~24-8>

路線価（×補正率）× 地積  
※路線価方式の場合

● 貸宅地 <評通25(1)>

自用地評価額 × (1-借地権割合)

● 貸家建付地 <評通26>

自用地評価額 × (1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

● 自用家屋 <評通89>

固定資産税評価額 × 1.0

● 貸家 <評通93>

自用家屋評価額 × (1-借家権割合×賃貸割合)

※現在一律30% ※課税時期の状況により判断

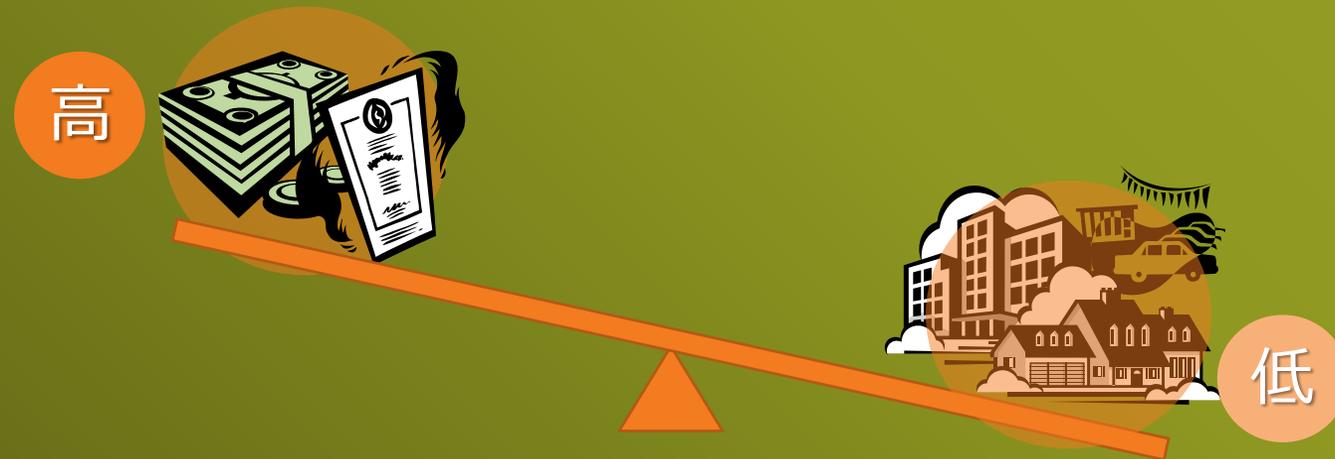
# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## B.財産（主に不動産）の評価減③

### c.金融資産の固定資産への転換

金融資産（現預金・有価証券）は時価（実物価格）で評価されるため、課税遺産総額を抑えるには時価よりも評価額が低い固定資産として保有した方が相続面では有利に。



# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## C.生前贈与の活用①

a. 暦年課税の基礎控除 ～相続まで比較的期間に猶予のある方～

<相法21条の5・措法70条の2の3>

贈与税・暦年課税の基礎控除額（110万円）内の贈与は、手間がかかるが長期間続けられれば確実に課税遺産総額の圧縮には有効。

【参考】三菱UFJ信託銀行が6月から「暦年贈与信託」を販売開始 ⇒ 発売2か月で1,000件超を契約

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## C.生前贈与の活用②

b.贈与税の配偶者控除 ～婚姻期間20年以上の配偶者がいる方～ <相法21条の6>

相続税の「配偶者の税額軽減」と同様、贈与税において配偶者を優遇する特例。  
次の要件を満たせば最大2,000万円を贈与税の課税価格から控除でき、かつ相続税の生前贈与加算の対象にもならないため、可能な限り活用すべき。

適用要件	控除（限度）額
<p>①その年においてその者との婚姻期間が“20年以上”である配偶者からの贈与であること</p> <p>②“居住用不動産”又は“居住用不動産を取得するための金銭”の贈与であること</p> <p>③贈与の翌年3月15日までに居住の用に供し、かつその後引き続き居住の用に供する見込みであること</p>	<p>2,000万円 (基礎控除額と合わせて最大2,110万円まで)</p> <p>※相続開始年でも適用可能</p>



# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## C.生前贈与の活用③

c.住宅取得等資金の非課税枠 ～平成26年12月31日まで～ <措法70条の2>

親世代から子世代への財産移転に有効。子世代は相続税の生前贈与加算の対象にならないのに加え、住宅取得等のための借入要件を満たせば、所得税の住宅ローン控除も享受。  
(延長・増額の可能性大)



平成26年・非課税限度額	
省エネルギー性・耐震性を備えた一定の家屋	左記以外の家屋
1,000万円	500万円

d.教育資金一括贈与の非課税枠 ～平成27年12月31日まで～ <措置法70条の2の2>

親世代から孫世代への財産移転に有効。子世代の教育費負担を軽減できる上、孫世代は相続税の生前贈与加算の対象にならない。  
(2～3年延長の見込み)

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## D. 相続時精算課税の活用

<相法21条の9・21条の10・21条の12・21条の13・21条の15・21条の16・相令5条>

課税遺産総額の圧縮にはならないものの、生前に贈与者の意思で財産移転が行え、かつ贈与時は最大2,500万円まで課税されない（課税の繰り延べ）ため容易に移転が可能。

- 贈与者・受贈者の要件は前述の通り（P.22）、また“贈与者毎”（Ex.父・母 etc.）に選択適用が可能
- 特別控除額（2,500万円）を超える部分がある場合の税率は“一律20%”
- 相続税の生前贈与加算（3年以内）と異なり、選択後の贈与は“全て”相続財産に加算
- 相続時に相続財産に合算する贈与財産の価額は“贈与時”の時価

# 3.3 相続税額を抑えるための方策（例）



## E. 配偶者の税額軽減枠の活用

<相法19条の2・相令4条の2・相規1条の6>

課税遺産総額の圧縮と異なり、本特例は相続税額を直接的に抑制する効果があるため、可能な限り活用すべき。

税額控除額

=

課税価格の合計額 ×  
配偶者の法定相続分

①大  
≧

160,000千円

②小  
≧

実際に配偶者が  
取得した財産価額

実際の配偶者の  
算出税額

③小  
≧

相続税の総額 ×

課税価格の合計額

## 3.4 生活／納税資金の適正な確保



生前贈与や特例を活用しても相応の相続税額が予想される場合には、相続人の納税資金を確保する対策が必要。

また、相続税額を抑えることを優先するあまり、自身の生活資金に困窮することがないように両者を考え合わせることを肝要。

### 【対策例】

- 生命保険金等（みなし相続財産）の非課税枠の活用
- 生前贈与の活用
- 相続時精算課税の活用
- 各種生命保険商品（生前贈与+終身保険・個人年金保険の組み合わせなど）の活用

} 前述の内容

### ● 延納・物納

相続税の納付税額は、各相続人が申告期限内に金銭で一括して納付することが原則。 <相法33条>  
金銭で一括納付することが困難な場合は、5年以内（不動産等にかかる部分は最長20年）で分割納付する「延納」、延納によっても金銭で納付することが困難な場合は、相続財産でもって納める「物納」が認められる。

<相法38条・41条>

⇒ 納税義務者の任意選択ではなく、①金銭一括納付、②延納、③物納の順で強制適用されることに注意！

## 4. 今後の法制度動向

# 4.1 昨今の税務政策全体の傾向

現自民党政権下では“法人減税”“個人増税”の政策基調が強く、その傾向は今後も継続？



<b>平成25年税制改正</b> <small>(平成25年1月29日閣議決定・平成25年3月30日公布)</small>	<b>平成26年税制改正</b> <small>(平成25年12月24日閣議決定・平成26年3月31日公布)</small>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産等設備投資促進税制の創設</li> <li>研究開発税制の拡充</li> <li>所得拡大促進税制の創設</li> <li>雇用促進税制の拡充</li> <li>中小企業投資促進税制の創設</li> <li>中小法人の交際費課税の特例の拡充 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上設備投資促進税制の創設</li> <li>研究開発税制の拡充・延長</li> <li>所得拡大促進税制の拡充・延長</li> <li>中小企業投資促進税制の拡充・延長</li> <li>交際費課税の緩和・延長</li> <li>ベンチャー投資促進税制の創設</li> <li>事業再編促進税制の創設</li> <li>地方法人課税の偏在是正 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税の最高税率の見直し</li> <li>NISAの創設</li> <li>住宅ローン減税の延長・拡充</li> <li>相続税の基礎控除の引下げ&amp;税率構造の見直し</li> <li>小規模宅地等の特例の見直し</li> <li>贈与税の税率構造の見直し等</li> <li>教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置</li> <li>事業承継税制の緩和・簡素化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得控除の見直し</li> <li>NISAの見直し 等</li> </ul>



青字：緩和・拡充（減税）  
 赤字：強化・縮小（増税）  
 黒字：大きな変化なし

## 4.2 マイナンバー（社会保障・税番号）制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、国民一人ひとりに一意の番号（12桁）を付番し、複数の機関に散在する個人の情報を紐づけ、相互に活用する仕組み

- 対象者 : 日本国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人
- 所管省庁 : 総務省（市町村の事務は法定受託事務）
- 番号の変更 : 個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められる場合のみ可能
- 番号の利用範囲 : ①社会保障分野（年金／労働／福祉・医療他）、②税分野、③災害対策分野、④その他地方公共団体が条例で定める事務
- 導入スケジュール : 平成27年10月 個人番号の付番・通知  
平成28年 1月 個人番号の利用開始（順次）  
平成29年 1月 国の機関から情報連携を開始

【出典】内閣官房HP・番号制度の概要（[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou\\_siryou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf)）から引用・抜粋

まずは上記分野の主に行政窓口での利用から開始されるが、その後（平成30年を目途）利用範囲を民間分野にまで拡大することを想定。例えば、

- 医療機関（Ex.診療報酬明細 etc.）
- 金融機関（Ex.NISA口座 etc.）

おわりに

# まとめ

- 個人増税傾向が続くこれからの時代は、自己の財産を自らの意思で戦略的に保全・次代に承継していくことが極めて重要！（知っているか・知らないかだけで大きな格差が生じる）
- そのための方策は種々あるが、万人に効く“王道”はない！（各人の家族構成・財産状況等によっても最善策は変わる）
- 共通して言える事は、いずれの方策も生前から十分検討・計画的に実施することが肝要！（実際に相続が開始してからでは選択肢はほとんどない）
- 現状を正しく把握し、自己の生活資金と財産承継のバランスを保つことが今は重要！（周囲に煽られて安易な相続税対策には走らない）

将来の万一に備えては、「遺志が見える形で遺しておくこと」と「家族（親族）間の公平をある程度は保つこと」が“争族”にならないための第一歩！